

議会改革検討調査会記録

1 日 時 令和元年11月22日（金曜日）

開 会 午前 9時58分

閉 会 午前10時49分

2 場 所 第1委員会室

3 出席委員 14人

座 長 江西 照 康

副座長 松井 邦 人

委 員 久保 大 憲

// 泉 英 之

// 上 野 蛭

// 木 下 章 広

// 押 田 大 祐

// 高 田 真 里

// 高 道 秋 彦

// 大 島 満

// 松 尾 茂

// 尾 上 一 彦

// 村 石 篤

// 赤 星 ゆかり

4 欠 席 委 員 0人

5 職務のために出席した者

【議会事務局】

事務局長	島 静一
理事（事務局次長）	浦野 弘司
参事（庶務課長）	中村 敏之
参事（議事調査課長）	福原 武
議事調査課長代理	石黒 隆司
議事調査課副主幹（議事係長）	中山 崇
議事調査課主査	酒井 優

6 協議結果について

1 議会事務局の機能強化について

（提案の趣旨：議会の政策立案能力の向上や監視機能の強化が求められており、議会の事務を補助する議会事務局の機能を強化する）

法務の専門家や政策立案について助言を行うことができる人材を配置してほしいという意見や、経験を積んだ職員を議会事務局に配置してほしいという意見があった。

なお、他市議会の事務局の機能強化の取組みについて調査を行ってほしいという要望があった。

2 議会モニターの公募について

（提案の趣旨：市民から議会モニターを公募し、議会に対する意見等を聞いて議会運営に反映させる）

モニター制度は、市民の意見を聞くための手法の1つではあるが、市民からの意見は、モニター制度よりも議員が積極的に聞くべきであるという意見や、一部の偏った意見ばかりが集まることで閉鎖的になるという意見、全国的にも導入している自治体が少ないことなどから時期尚早であるという意見が主流を占めた。

7 会議の概要

座長 少し早いですがけれども、ただいまから議会改革検討調査会を開会いたします。

〔傍聴の申込み（１名）について許可〕

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

座長 まず、調査会記録の署名委員に高道委員、大島委員を指名いたします。

泉委員 前回の政務活動費のあり方検討会において木下委員が検討会の委員を辞任されました。私としては、本調査会の委員も辞任するべきだと思いますので、協議に入る前に本人への意思確認をひとつよろしくお願いします。

座長 ただいま泉委員から、木下委員が本調査会の委員であることについてふさわしくないのではないかという意見が出ました。
このことについては、本年８月１９日に開催した本調査会においても同様の意見が出ましたが、そのときは倫理についての協議をしていたことから具体の議論はしておりません。そもそも木下委員は欠席されていました。

今回、改めて同様の意見が出ましたが、このことについて、木下委員から何か発言はありませんか。

木下委員 今お話をいただきました、辞任ということに関して、法的な問題などは特にはないのですか。

座長 自分は辞任したくないということですか。政務活動費のあり方検討会では、みずから辞任を決断されたわけですから。

木下委員 退席しろと言われたので退席しただけという感覚でいるのですが……。すみません、唐突な話なので。

泉委員 もう一度、端的に。この審議を長引かせるつもりは毛頭ありませんので。
木下委員が、前回の政務活動費のあり方検討会で委員を辞任されました。本調査会についても、なおさら委員を辞任されるべきだと思いますので、辞任の意思があるのかどうかをきちんと確認いただきたいと思います。

座長 木下委員、いかがですか。

木下委員 今言われて、すぐにという形ではちょっと…

…。私も考えがまとまっていませんので。
辞任について今言われて、「はい、します」
というふうにはちょっと……。私の中ではまだないです。

座長 木下委員は、辞任の意向はないということでした。

仮に、本調査会の総意として木下委員に辞任を求めた場合—本人の意思に関わりなく、その取扱いはどうようになりますか。事務局に確認します。

議事調査課長 議会改革検討調査会には、規程がございます。本調査会規程の第8条に「委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない」と定められております。

したがって、委員を辞任する場合は議長の許可が必要であるため、仮に本調査会で全会一致で委員の辞任を求めたとしても、委員を強制的に辞任させることはできないということになっております。

座長 以上のとおりであります。

この場で、これ以上の議論をしてもあまり意味はないと思いますので、協議に入りたいと思います。

これより、本日の協議事項に入ります。

本日の協議事項はお手元に配付のとおりであります。

まず、協議事項１番目の議会事務局の機能強化についてであります。

それでは、提案会派であります公明党から提案理由の説明をお願いいたします。

松尾委員

２年前になるかと思いますが、議会事務局の機能強化について提案させていただきました。議会事務局の職務といたしましては、議会運営はもちろんですが、行政視察の調整などで我々も大変お世話になっています。議会力の向上のためには、まさに議会事務局の充実が不可欠であるということは間違いないというふうに思っております。

行政の高度化や専門化に伴って政治の質を高める改革がますます必要となっており、議会には政策能力の向上や監視機能の強化、また執行機関である市長部局としっかり対峙していく、チェックしていくことが必要であります。さらに、議員提出の条例制定の取り組みや政策を提案していくといった議会が今望まれていると言えると思います。

そうした状況を踏まえて、議員一人一人の意識改革や自己研鑽が一層求められていくこと

は当然のことでありますけれども、政策法務能力の強化が必要で、議会事務局はそれを補佐する能力を強化していく必要があると思っております。

他都市においても議会事務局のあり方がさまざま検討されているようですけれども、議会事務局職員は執行部局からの出向であること、また人事異動もあることから、独立性の確保が難しいという根本的な問題があるようです。ただ、さきにも言ったとおり、必要とされる政策の立案能力、法務能力等の向上が図れるように、本市議会としても議会事務局のあり方、機能強化に向けた取組みが必要であると考えております。

それと同時に、議会事務局の職務等を市民の皆様にも知っていただくことも重要ということも申し添えておきたいと思っております。以上が提案理由になります。

座長

ただいま、松尾委員から提案理由が説明されました。それではこれから各委員の御意見をお伺いしたいと思います。御意見のある方はいらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

座長 こういうときにはベテランの方からお願いします。赤星委員、いかがですか。

赤星委員 公明党からの御提案について、おっしゃるとおりだと思います。ただ、この間、また3年前の悪夢といいますか、政務活動費の不正問題が今再燃しているという議会側の状況を鑑みますと、議会事務局をどうしたこうしたとはまだ言えないような、そういう段階だったのだなと改めて思っております。

本当に、松尾委員がおっしゃるとおりなのですが、現在はそういった政策提案などといった仕事よりもそうではない一過去の不正にかかわる、例えばお金の返還やいろいろな書類のチェックなど、議会から議会事務局に御迷惑をかけてしまっているような状況にあります。

ですから、近い将来、そういった不正問題が一掃した暁には、議会事務局の皆さんと一緒にそういったものに取り組んでいきたいと思いますが、今の富山市議会の状況を見ますと、取りかかるにはまだちょっと早いのかなと言わざるを得ないと思います。

座長 赤星委員の意見は皆さんお聞きしたとおりです。

久保委員 赤星委員の発言は、現状では本調査会を開くべきではないというような発言に聞こえます。この後には、議会モニターの公募についても協議事項としてあります。そういうことを協議する状況ではないとおっしゃると、本調査会自体を今開く必要がないという申し出ではないかと思いますので、この辺は私は釈然としません。

議論は議論として、しっかりと協議事項にするべきだと思います。

座長 これは協議事項としております。公明党からの提案理由を聞いたとおり、これは議論すべき課題であると思いますので、赤星委員はしばらく傍観していただいても結構です。

このことについて議論を進めたいと思います。御意見のある方は挙手をお願いします。

村石委員 私は松尾委員の提案に賛成いたします。

ちょっとだけ振り返ってみたいのですが、機能強化ということで何年か前に議会事務局の職員が増員していることや、また今年度から委員会の議事録の反訳については外部に委託して、その分いろいろな仕事をするというような工夫もされています。

それから政務活動費の中間審査や年度末の審

査についても、議長と連携を取りながら的確にされていますし、いろいろな指摘を受けますので、本当に優秀な職員が一生懸命やっていると思います。

そこで、この現状にとどまらずに、松尾委員が言われたように議会としてもっと政策提言ができるようにということを、議会事務局と議員とが一緒になって政策提言に向けて進めるような、そんな条件をつくっていく上でも、事務局の機能強化が大事だと思っています。

座長

村石委員は、以前、議会事務局の職員が増員したことで充実しているけれども、機能を強化したいと。

議会事務局の職員が隣にたくさん座っているので言いにくいかもしれませんが、今こういったテーマを議論する以上、例えばこういったところの機能をもっと強化してほしいなど、具体的な意見をお持ちの方はいらっしゃいませんか。

久保委員

以前、私が当局のある事案についてチェックをしておりまして、それについて法律的にこれが本当に問題ないのかということを確認したいと思いました。私自身は法律の専門家ではないので、まず議会事務局のほうにこれは

法律的にどうなのか調べてほしいという話をしたところ、議会事務局は当局側の法務専門監に相談に行かれました。

ただ、法務専門監からは「議会の調査で、かつ、利益相反になる可能性がある事案なので回答はできない」というような旨の回答があったことから、結局そこから無料相談やほかのいろいろな手だてを使って調べたという経緯があります。

当局のチェックをしていく上で、やはり特に法律に特化した部分については、政務活動費で弁護士に相談に行くということも十分に可能ですが、昨今いろいろなケースがあって、深く調査しようと思うと法律の壁というものが出てきますので、そういった意味では何かしらの形で弁護士やいろいろな知見のある方に直接相談できるような環境、能力を議会事務局に設置していただきたいと思っております。

座長

当局をチェックする側には法務専門監がいないと。当局に雇用されている弁護士等は使うことができないということで、法的にそれをしっかりとチェックできるような体制が必要ではないかという意見であります。

この件について、お考えのある方は挙手願い

ます。なければ、こういった議論があったということはしっかりと議長にお伝えしたいと思います。

泉委員

今の久保委員の発言にもありましたが、基本的に議会事務局の機能強化というものに関して全般的に考えられるのが、法務専門監です。例えば政務活動費の運用指針を定めて、今も我々が決めています、それにもかかわらず、遡及法みたいに過去にさかのぼって、今をベースにして過去のことを論議しているように見えて仕方がないのです。2012年、2015年というのは私たちは一般人でしたから、私たちは当時の状況はわかりません。

基本的にはそこまでさかのぼって我々がいろいろと判断することはできませんが、やはり当時の議会事務局も議員寄りの考え方だったのか、チェックが緩かったのかはわかりません。今はかなり厳しくなって問題はないと思います。そういった意味で、基本的には法務専門監みたいな方を、当局と共有するのではなくて、議会事務局にも独立していればいいなと思います。

ただし、かなりの費用がかかりますので常駐である必要はないと思いますが、そういった方の費用を一結局は議会事務局を通じて法務

専門監と委託契約するみたいなことがあれば、もっとよりよくなるのではないかと考えています。

座長

久保委員からは当局をチェックするための法務的な知識のため、また泉委員からは議会側に法的な問題がないのかということをチェックする意味でも、基本的な機能強化が必要だという意見であります。

今の法務的な機能強化以外で何か御意見がある方はいませんか。

高田委員

先ほどの松尾委員からの提案理由の説明の中で、政策能力をアップしていくということは本当に大切なことだと思っています。

今、調べものや中核市に調査をしてほしいなどという依頼は議事調査課調査係で対応していただける場合もあれば、富山市があまりにも視察の受入れが多いことから、なかなかすぐに対応してもらえない場合もあります。

そういうことも含めて、政策を考えたりする専門といったらおかしいですが、そういう人がいればもっと一新聞を過去にさかのぼって調べていただくとか、今言ったように全国的な先進都市に調査をかけていただいたり、こういう文献の書籍もありますよというものを

紹介していただきながら、一緒に政策を立案していくという力がプラスされればいいのかと思っています。

その中で、議会事務局の機能強化には当たらないのかもしれませんが、議会図書室の充実ということもあわせて考えていく必要があるのかなというふうに考えております。

座長

議会図書室については、本来は別のテーマかと思いますが、政策立案の一環として、議会事務局の権能強化の内側の項目としての御意見だと思います。

先ほどの村石委員の議会全体の政策に合わせて、高田委員からも個別議員のそういった政策に対する立案能力といいますか、そういったものを高められるような機能を強化してほしいという御意見だと思います。

ほかにはというところではありますが、今こういった意見が出ていますので、松尾委員は先ほど提案者として提案理由を説明するという立場だったのですけれども、具体にはいろいろな思いがあるということはありませんか。

松尾委員

法務専門監を置いてほしいということが、まさに一番の本丸であったということは事実です。例えば、四日市市では顧問弁護士と委託

契約を結んで、アドバイザーとして意見を求めるということもやっている。そういったやり方や形は幾つもあるわけではないのですが、そういうことも考えられるのかなと。

議会事務局に常時いていただく必要もないのかなと思いますけれども、その辺は議会事務局としてのやりやすさというものもあると思うので。

そういった意味では、当然議長を中心として議会事務局の職員の皆さんといろいろと議論をする。その中で議員としてもそういったものをしっかりと推進していくという意識を持っていくべきなのだろうなと思ったので、本調査会に提案させていただきました。

人員の確保ということも当然あるとは思いますが、そこら辺については村石委員がおっしゃったように増員したということもあります。また、在籍期間については、どうしても人事異動によって短期間の在籍期間となることが、本当にそれでいいのか—やはり経験を必要とする職務という面もあります。私ども議員としては、やはりそういった経験を積んだ人材が議会事務局にいてくださると非常にありがたいですし、大きなプラスになっていくということは間違いないと思います。

そういったことも含めて、正直すぐに何か決

定できるという内容ではないので、中長期的に、まずは議長を中心として議会事務局の皆さんと、また我々議員も含めて議論を深めていくということをやるべきなのかなと自分自身では考えているところです。

座長 一つ追加されたのは、在籍期間を長く、ベテランの職員を増やしてほしいということであります。

ほかに御意見はありませんか。今まで出た意見の中で、それは違いうだろうと思う意見のある方はおられますか。

〔発言する者なし〕

座長 おられないようですので、今まで出た意見がありましたということで、議長のほうに報告させていただきたいと……

村石委員 一つだけ。議会事務局の機能強化というのは、どこの議会でもやっていると思うので、中核市の議会事務局の機能強化がどうなっているのかを調査していただきたいと思います。座長、どうですか。

座長 ほかの議会事務局についての調査をしていた

だきたいという御意見です。これについても皆さん特段の否定はありませんね。

久保委員 村石委員の今の発言の主語がわからなくて、委員それぞれがしっかりと調査していこうということなのか、議会事務局で調査してほしいということなのか、本調査会で何かしらの調査を一緒になってやるということなのか。主語がわかりません。

本来であれば、私たち委員一人一人がやるべきではないかなと思うので、その発言の趣旨を一度確認してください。

村石委員 久保委員が言われるように各自で調査するという方法もありますが、調査を受ける側はたくさんの方から調査が来るよりも、議会事務局で一本化して調査するほうが相手方にとってもいいことだと思うので、議会事務局として中核市の調査をしていただきたいという意味でした。

座長 では、そのような形で議長に報告させていただきます。

赤星委員 座長、すみません、一言だけ。

先ほど私が最初に口火を切ったことから気分

を害された方もいらっしゃるのだと思うのですが、皆さんの思いをお聞きして、提案者である松尾委員も議論を深めていきたいとおっしゃいましたので、私もその方向で。これまで私もそういった法務的な機能強化ができたらということを考えてきましたが、先般起きた事件であまりにびっくりしまして…

座長 赤星委員、今までの話の中で異論があれば発言ください。異論がない方は皆さん賛同しておられるという認識でいるので。

赤星委員 賛同です。

座長 それでは、今まで出た意見を議長に報告させていただくということで、このテーマについての議論を終結したいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長 それではそのように決定いたします。
次に、協議事項２番目、議会モニターの公募についてであります。なお、提案会派からの資料については、委員の皆様には議会事務局

から事前に配付させていただいております。
それでは提案会派である日本共産党から提案理由の説明をお願いします。

赤星委員

まず、議会モニターの公募を提案した時期が2年ほど前ということで、改選後、割とすぐの時期だったということも同時に思い浮かべながらお聞きいただければと思います。

議会モニター制度については、今、全国各地で多数導入されているようです。それは皆さん方もインターネットなどで検索すればたくさん出てまいりますので御存じだと思います。

議会モニター制度は、市民の方からモニターを公募して議会に対する御意見や要望などを広くお聞きし、議会の運営などに反映させて議会を円滑かつ民主的な運営を推進することを目的として、各地の地方議会で導入されています。

資料として、議会基本条例を最初につくった北海道栗山町議会と、岩手県久慈市議会での導入事例をつけました。ほかにもたくさんありますので、どれがどうということは一概に評価できませんけれども、参考資料としておつけしました。それから、長野県松本市議会ではステップアップ市民会議というものを設置しておられるそうです。

これを提案した理由は、富山市議会で市民参加をもっともっと推進して、より開かれた議会を実現したいという思いからです。期待できる効果はいろいろあると思いますが、市民の皆さんの議会に対するハードルを下げることに、幅広い市民の意見を反映できること、市民目線で議会をチェックしていただけること、市議会への関心の低下や投票率の低下を食い止めることなどが考えられるところです。提案理由の説明は以上です。

座長

ただいま赤星委員から、事前に各委員に配付されました資料をもとに、大体こういったものだということを説明されました。このことについて皆さんの御意見をお聞きしたいと思います。

泉委員

まずわからないのは、議会モニター制度が全国的には何パーセントくらいの議会で実施されているのかということです。データはありますか。なければ、またあとで教えてください。

座長

これに関するデータ、実施率、導入事例というものなど、何か把握しているデータはありますか。

議事調査課長 全国市議会議長会が各市に照会をかけているものの結果がございます。

データは平成29年12月31日現在というものでちょっと古いのですが、それによりますと全国814市のうち議会モニター制度を採用しているのは25市で、実施率は3.1%です。これは全国市議会議長会のホームページでも見ることができます。

座長 何か御意見はありませんか。

押田委員 議会モニター制度の期待できる効果として、資料には「市議会への関心の低下、投票率の低下を食い止める」と記載されていますが、議会モニター制度で投票率の低下を食い止められるというのは、どういうデータから言っておられるのかお伺いします。

赤星委員 特にデータについては調べておりませんし、また調べられません。私ども一会派や個人として調べることはできませんが、少なくともモニターとして参加された方々の報告などを讀んだり、いろいろな研修会で議会モニターなどを導入している議会の話を聞きますと、市民の方は自分に参画意識があると自分たちの議会なんだという意識が高まると。その結

果、投票率の低下を食い止めたかどうかの検証はできませんけれども、そういった市民の皆さんの議会に対する意識を高めるという効果はあるというふうにお聞きしております。

座長

具体的に何か評価があるのかという押田委員の意見に対して、赤星委員の回答はどちらかといえば主観的なもので、具体のデータはお持ちではないということですね。

押田委員

投票率の低下を食い止める力を持つかどうかについては、一概には言えませんが、議会モニター制度の導入前と導入後の投票率を比べてみるというのも一つの手かなというふうに思います。たくさんある中で、実際に久慈市などは投票率を出しておられるので、もし投票率の低下を食い止める力があるのであれば、また議題に上げてもいいのかなと思います。話題はちょっと変わりますが、資料の後ろのほうに個人意見というものがあります。議会モニター制度でより開かれた議会をというものですが、これを見ていると感想的なものが非常に多くて、制度を導入して感想を求めるだけなのかなという一感想が決して悪いとは言いませんが。もう少し深い議論が進むのであれば考えるのですが、この程度の意見であ

れば、いわゆるパブリックコメントのように議会に対してコメントをいただく程度でもいいのかなと思うのです。

私の中では、もうちょっと深い意見が出るのであればという感じがします。

座長

その意見を読んで、そう思われるということですね。押田委員の意見としてお聞きしておきます。

ほかに何か御意見はありませんか。

泉委員

共産党さんの提案に対して、そんなに深くはわかっていないのですが、基本的にこの中で何名かの委員を選んでそこに入るということで、少数なわけなのです。私が一番憂慮しているのは、仮に市民団体だとか、モニターの構成に偏りがあってというところが一番心配されます。つまり、我々自民党というのは後援会組織や自治振興会などの行事に参加して幅広く意見を聴取しているつもりです。

ですから、基本的には市民団体などの方が私たちの意見を聞いてくださいということで、より多くの応募があってというふうになりかねないのではないかと。また、委員の選定の仕方もこの文章ではよくわからないので。

それとプラスして今、議会モニター制度の実

施率を聞きましたが、先ほどの赤星委員の御発言と一緒に、まだ時期尚早ではないかと。全国でいろいろなことをやる中において、基本的に3%しかないものを、今、この大変な時期ですので、それこそまだ時期尚早だという感覚を私は受けます。

座長

今の泉委員の意見は、議会モニター制度によって、逆に開かれなくなるのではないかという御意見と、そもそも実施率が低いことから他の議会でもあまり検討するメリットを感じていないところを、富山市議会がまた議論するのは時期尚早だという意見であります。赤星委員、何か意見はありますか。

赤星委員

例えば、議会基本条例に基づく議会報告会や意見交換会など、そういったものとセットでいろいろなところでやっておられます。ですから、この議会モニター制度だけを今ぽつんと協議事項に上げるのは、議論のやり方として私はちょっとうまくないなと言いますか、これだけ取り出すとおっしゃるとおり時期尚早ではないかという御意見もわかるのです。ですから、どういうふうに市民の皆さんと偏らず広く議会が意見交換をしていけるか。また、感想的とおっしゃった御意見についても、

言いっぱなし言わせっぱなしではなくて、議会側がしっかり受けとめて、これはこの委員会の所管だね、これはどの委員会だねと、きちんと問題を振り分けて内容を精査して議会運営や市の政策に反映していくといったプロセスまで考えていく必要があると思うので、そういう手法の一つとしてきょうは議題として取り上げていただいたということで、すぐにこれだけやってみようとなるとは私も今は思えません。ですから、これも今後皆さんと議論を深めていければと思っております。

座長 手法の一つだと。

村石委員 議会モニター制度は、やはり今の段階では手法の一つだということで捉えるべきではないかということと、現在の富山市議会の場合、個人であってもいろいろな意見一どここの委員会を傍聴してこういう意見があります、というものが議会事務局あるいは議長宛てに届いた場合に、各会派に配付されています。私はそれは非常にいいことだと思います。ですから、市民の方がいろいろな思いがあったときに、議会事務局にどんどん出していただいて、それを各会派に渡して、そして各会派がそれを読んでどう行動するかというシス

テムをもっと機能強化したほうがいいのかなという気でいます。

行政側には、市民生活相談課があって相談がたくさん一年間で千幾つとかあります。市議会としてももっともっといろいろな意見をどれだけでも言ってくださいということを表明していけばいいのかなという気がします。

座長

そういう意思を表明しようと。具体には今、御提案があったわけではないですが。

押田委員

今、市民生活相談課の話も出ましたが、そもそも議員、議会という制度自体が市民の中から代表を出して当局をチェックするというものであり、そのチェックする人間に対してまた議会という組織においてチェックするということであれば、そのチェックする人間をさらにチェックするということで、これはどこで終わりが出るのかなという形になってしまうと思います。

私たちは議員である限り、地区であったり団体であったり、そういったところから御意見を頂戴して、それを施策に反映していくということがあると思います。それがいわゆる市全体のモニターではないかなという形だと思います。

議員は市民から全権を委任されているわけではありませんが、このことを突き詰めてしまうと選挙制度自身が果たして存在できるのかというところまで行ってしまうような、下手をすれば選挙制度を批判、否定する形になるのではという危惧があります。

議員として当選したことで、私たちは一つのふるい落としといたしますか、チェックを受けている、モニターを受けているということではないかなという判断を、私はしたいと思います。

座長

押田委員からは、議員そのものがモニター、意見を集約する機能をもっと持つべきで、そのように努力するべきだと。そうでなければ、特定の者ということになってしまうというふうな、さきほどのほかの委員と同様の意見だと思います。

久保委員

この議論をする上では、各会派間での相互理解が必要だろうと思うのですが、自民党に関しては、まず自治振興会や町内会、それ以外のいろいろな各種団体とも交流しながら、いろいろな形で市民の皆さんの意見を吸い上げるということをしっかりとやっています。その上で、選挙で何千人という単位の方々から

名前を書いていただけて上がってきています。ですので、そもそも私たちはどういう意見でもウエルカムであって、もちろんその中には思想や信条の違いから相入れない部分はあるかもしれませんが、それをどうするかも個々の議員の中でやっているわけです。

この議会モニターというものが、選挙でも選ばれていない、誰が選んだのかもわからない方であるにもかかわらず、一市民よりも大きな発言力で、議会や当局に対して方向性を左右するような発言にもしも議会が縛られるようなことがあるとするならば、選ばれた人は一体何の権限で一市民の皆さんよりも大きな発言力を持つのかというのは、これは大変危険なことになりかねないと思います。

それでなくとも必ず身近に市議会議員はいるはずですから、必ずそこから、それを通していくというのが議会のあり方ではないかなと。また、先ほど議会事務局に、というような御発言がありましたが、やはり議会として取り上げるものとして請願や陳情というしっかりした制度がありますので、それ以外の市民一人一人の要望事については、例えば各会派がしっかりと責任をもって伺うべきで、一市民の意見を何でもかんでも議会事務局が議会に諮っていくということは少し行きすぎなので

はないかなというふうに思います。

議会モニター制度については、基本的に自民党としては今の通常の活動の中から全くもって必要ないという結論が会派の中で出ております。時期尚早というよりは、選挙制度が直接民主制ではありませんから、しっかりと選挙で選ばれたものが責任を持ってやっていくということで、他会派の皆さんも御理解をいただければと思います。

座長

先ほどから言っているように、モニター制度そのものは逆に閉ざされた一部の意見の集約体になるのではないかという反対意見であります。

議場で見てみると、久保委員、松井委員や高田委員もそうですが、一般質問をするときにだいたい三、四十人くらいの方が議会を傍聴しに来ておられるのではないかと。モニターというか、議会をモニタリングしておられると思います。そういった方の意見も聞いていたりするのですか。

久保委員

皆さんがどうされているのかわかりませんが、私の質問を自然発生的に聞きに来ているのではなくて、積極的に地域の皆さんに見に来てほしいと言った結果、ああやって傍聴者がい

るということをまず御理解いただきたいと思います。
当然そういう人達の中からは、今回の私の質問に対しての意見も出てきますし、議会や当局の姿勢に対してもいろいろな形で御意見をいただくことができます。

ですから、私からすると、提案された方も含めて、もっと議場に足を運んでいただくように努めて、たくさんの意見を地元もしくは支援者の方から聞けば、こういうことに頼らなくてもいいのではないかという結論に近づいてくるのではないかなと。これがまさに私だったり自民党が目指している議会の姿ではないかなと思います。

座長

市民の皆さんに関心を持っていただいて、そこから緩やかに意見を聴取するという方法をみずから実践しているということですね。

モニターについては肯定的な意見も一部から出ましたけれども、否定的な意見のほうが多数なのではないかと思います。

今の私の取りまとめについて何か反論もしくは御意見がある方はいませんか。

大島委員

議会モニター制度については時期尚早ではないかなという結論であります。久保委員のおっしゃることはよくわかりますけれども、議

場に傍聴に来てもらえない、もらっていない議員としては、ファミリービューイング程度で非常に恥ずかしい思いをしておりますけれども、私たちは議員ということで、何十万人の有権者がいる富山市民の中で、_____何千票という方の御支持で我々は議員になっているという、そういう意識は私は常に持っています。ほかの方はわかりませんが。私は、本当に全体のことはなかなかわからないだろうと。

こういうモニター制度ということになると、政治的なものもあるかもしれませんが、全体的にもっと別の観点から政策、将来の展望や希望というものが出てくるという可能性もありますので、一概にこのモニター制度を否定するというのは少し言い過ぎではないかなと思っています。また、モニターになられた方の意見が、たとえ私の意見とは違っていても、その方が立場や団体によって色づけされたものであるというふうに思われがちだということを、議会としてはある程度戒めなければいけないというか、やっぱり市民の意見は市民の意見として、いいものはいいというふうに、若い人にも意見を言っていただきたいということも含めて、考えればいいかなと思います。ただし、結論は時期尚早ではないかなという

ふうに思っております。

座長

大島委員の意見は、議員そのものが大変大多数の中の一部ではないかと。ただ、今回の議会モニター制度も、その一部をちょっと増やす程度の意見であると思うので、今の大島委員の意見自体もなかなか捉えどころがちょっと難しい。元々、市町村合併したときには各市町村の議会で計１２６人の議員がいたわけで、それを今は３８人でやっているわけです。そうすると本来、議員定数が少ないのではという議論にもつながるような話ではないかなとの思いがあるわけでもあります。

松井委員

すみません。ちょっと話がそれますけれども、大島委員に言いたいのですが、先ほど「_____数千票」と大変失礼なことを発言されました。

それはあなた自身がそれだけの方に名前を書いてもらったという自覚がないのではないですか。ここにおられる皆さんはそれだけの方に名前を書いてもらっているからこの場にいるのです。大変失礼です。それについてどう思われますか。

大島委員

何十万人に対してという意味で言ったのであ

って、その何千人に対して私は本当に……

（「それでは、そのような言葉を使うべきではありません」と発言する者あり）

座長 大島委員、例えば自分に投票された方についてそう思われることはいいかとは思いますが。ただ、それぞれほかの議員を選んだ方々をそのように言われるのは、本来、一生懸命自分たちの政策に共鳴していただいた方々を批判する一面があるので、そういったことを反対側に強く思う議員もいると思います。

大島委員 それではお詫びして訂正いたします。撤回します。

上野委員 議会モニター制度を導入されている議会では、モニターを体験された方の中から選挙に出られて、実際に議員になられたという事例もあったそうなのです。それは町村であったり市の規模にもよりますが、もしかしたらそういうことにつながった事例もあるのではないかなと思います。

確かに時期尚早なのかなとは感じたのですが、ただ、一つの手段として、選択肢の一つとしては残しておいていただきたいと考えていま

す。

座長 ここでやめましょうとか、やりましょうということを決めるわけではないので。基本的には時期尚早だと。だけれども要素的にはいいところもあるのではないかという御意見ですね。

赤星委員 今、上野委員がおっしゃった議会モニターの中から議員になられた例は、たしか長野県飯綱町議会の例が有名ではないかと思います。本会議の一般質問のときに、地域の支援者の皆さんがたくさん傍聴に来ていただいている議員の方は本当に偉いなと思って、尊敬して見ております。

ただ、支援している議員の質問が終わると皆さん帰っていかれるのです。どうしてもそういうふうになってしまうのは仕方がないのですが、議会モニター制度はそうではなくて、モニターになっていただいた方には全部の会議を見ていただいて、それで意見をいただきます。そういう違いがありますので、またその辺も御理解いただければと思います。

座長 今の意見はどの程度の思いをもって言われたのかはわかりませんが、見ていると、席を入

れかわらないと座れないときも場合によってはあるのかもしれませんが。

それを見て帰るからということの否定も、さきほどの大島委員の発言と一緒に、それぞれ努力されていて、それぞれの思いが違うと思いますので、それは赤星委員の意見としてお聞きしたことで、皆さん、それに対する反論もやめてください。

久保委員 今の意見は、私のことを傍聴された方も含まれていると思うので。断っておきたいのは、傍聴される方の中には、私の前後の質問を見た上で、「こんな質問だったらもう見たくない、時間の無駄だ」と言って帰られる方も実際にいらっしゃるわけです。

皆さんの質問がより魅力的で、支持者以外の心にも響くような大変すばらしい質問をしていればいいのですが、席を立たせてしまうのは聞きに来た方の責任であったり質問者の問題ではなくて、前後に控えている議員の方々の責任も個々の議員がしっかりと考えていただかないと。これは傍聴された方にとっては大変不名誉だと思いますので、これだけは言わせてください。

座長 そういった意見が出るだろうと思ったので、

やめてくださいと言った次第です。皆さんそれぞれ思いがあるので、一概にはほかのこととの比較――生懸命前向きにやっていることを否定する場ではありませんので――その発言は慎んでいただきたいと思います。

今までの流れの中で、この議会モニター制度については、逆に閉鎖されてしまうという一部の反対的な意見、もしくは時期尚早という意見が主流を占めたというところであると私は認識しました。

そのように議長に報告させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長

それではそのように決定いたします。

これで本日の協議事項は全て終了いたしました。本日の協議結果につきましては、私から議長に報告することにいたしますので、御承知おき願います。

次回の開催日程につきましては、正副座長で協議の上、改めて御案内したいと思います。

尾上委員

開催日程について、座長と副座長の予定で決めていただければいいと思いますが、ある程度調整していただいて、幾つかの日程のうち

委員が一番都合のいいところを選定していただけると非常にありがたいなと。そういう意見です。

座長 ちょっと待ってください。一応そうしているはずですが……。
事務局、これについてはどうなっていますか。
一応委員に確認して……

（「今回はピンポイントでした」と発言する者あり）

座長 調整していたと思っていたのですが。
今回、開催日をピンポイントにした理由は何かありますか。

事務局 提案会派の予定によるものです。

座長 私も先週は視察があったのですが、提案会派である赤星委員と松尾委員、それぞれの日程が一致する日がピンポイントで本日だったということです。ただ、一応そういった背景があるものですから、今後御協力をいただきたいと思います。
それでは、これをもって本日の議会改革検討調査会を閉会いたします。

令和元年11月22日
議会改革検討調査会記録署名

座 長 江 西 照 康

署名委員 高 道 秋 彦

署名委員 大 島 満